

第63回

TOZAI
TOZAI BOEKI CO.,LTD.

TOZAI BID

パレードオークション

2026年9月15日(火)
1日限り!

テンダーオークション

2026年9月15日(火)
～9月16日(水)

出展申込絶賛受付中

出展申込／機械搬入期限：2026年8月25日(火)

* 機械搬入は平日9時～16時まで。* 土日祝日の搬入はできません。

早期受付キャンペーン実施中

7月末までに
出展申込の方に、カタログギフトをプレゼントします。



ご出展いただく台数に応じて、
進呈するカタログギフトの金額が異なります。
出展台数に応じた特典は以下の通りです。

- ・ 1～2台： 1万円相当
- ・ 3～4台： 2万円相当
- ・ 5台以上： 3万円相当

※特典は出展台数に応じて自動的に適用されます。
※ギフトは出展確定後にご案内いたします。

お申込みの際は、裏面の申込書に必要事項をご記入の上
メールまたはFAXにてお送りください。



キャンペーン申込締切日 2026年7月31日(金)

> アタッチメント、発電機等の非自走機械の出展はお受けできません。
 > 不具合等により自走が困難な機械の出展はお受けできません。
 > 機械のコンディション等により出展をお断りする場合もございます。
 > 出展台数は「250台前後」と限りがございます。
 出展台数に達しましたら期限前でも受け付けを終了させていただきます。

落札手数料

落札価格	手数料率
最低成約手数料	8万円
～500万未満	6%
500万～1000万未満	5%
1000万以上	4%

開催場所：トーザイ貿易株式会社

〒650-0045 兵庫県神戸市中央区港島7-15-1

TEL: 078-304-7380 / E-Mail: info_tz2@tozaiboeki.co.jp



出展申込書

年 月 日

トーザイビッド行

住所

E-mail: info_tz2@tozaiboeki.co.jp

トーザイ貿易株式会社出展規約ならびに下記注意事項に同意します

氏名

印

御社名			御担当者名		
住所			TEL		
インボイス登録番号			E-MAIL		
			FAX		

	モデル	製造番号	年式	アワー	スベック	機械程度 または不良箇所	搬入場所	搬入予定日	希望 スタート価格	書類の有無 及び内容
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

《注意事項》

- * 搬入前に日時、運送業者を必ずお知らせください。
- * 不具合等により自走が困難な機械はご出展をお受けできません。
- * 不具合箇所等をご申告いただけないことにより原因不明な発生した場合は、オークション後であっても修理費用等をご請求させていただきます。可能性がございますのでご留意ください。
- * 機械のコンディションによっては出展をお断りする場合がございますのでご了承ください。
- * バッテリー不良、油漏れ等修理・交換を要する機械については事前に必要な修理・交換を行ない洗濯をしたうえでの搬入をお願いいたします。
- * 万一、搬入後に修理・交換等の対応が必要となった場合は、弊社の判断で作業に入らせていただきます。また費用については別途請求させていただきますのでご了承ください。
- * 出展台数に達しましたら申込期限前でも受付を締め切らせていただきますのでご了承ください。

トーザイ貿易株式会社

神戸市中央区港島7-15-1
TEL: 078-304-7380
FAX: 078-304-7382
E-MAIL: info_tz2@tozaiboeki.co.jp

【トーザイ貿易株式会社 オークション出展規約】

本規約は、トーザイ貿易株式会社（以下「当社」といいます。）が開催するパレードオークション、テnderオークション、インターネットオークション（以下総称して「当社オークション」といいます。）に出展するために当社が仕入先（以下「出展者」という）から購入する中古機械（以下「出展機械」といいます。）の当社オークションへの出展について規定するものです。

第1条（売買契約）

- ①出展者は、当社オークションにて落札された出展機械を当社に売渡し、当社はこれを買受けることを予約します。
- ②出展者が出展機械を当社指定場所に搬入したときは、出展者は、前項の予約について承諾したものとします。
- ③第1項の売買の予約は、出展機械が当社オークションにて落札され、当社が出展者に対し予約完結の意思表示をなしたときに売買として成立します。
- ④出展機械の落札後、理由の如何に係らず、出展機械の落札の効力が失われた場合、前項の売買についても当社に一切の負担なく、効力を失うものとします。

第2条（出展機械）

出展者は、出展機械について次の各号の全ての事項について、表明し、保証します。

- (1) 出展機械の当社指定場所への搬入時において、出展機械の所有権は、出展者が有していること。
- (2) 出展機械の当社指定場所への搬入時において、第三者に対して如何なる権利も設定しておらず、第三者からの権利主張がないこと。
- (3) 出展機械の当社指定場所への搬入時以降、当社による出展機械の買取り又は第1条の予約の効力が失われるまで、第三者に対して、所有権を移転せず、如何なる権利も設定しないこと。
- (4) 出展機械の当社指定場所への搬入時において、製造番号、アワーメーター等の改ざんがないこと。

第3条（出展者の実施事項）

出展者は、出展機械について次の事項を実施します。

- (1) 出展機械は、出展者が出展者の負担にて洗車のうえ、当社オークションの2週間前までに当社指定場所に出展者の費用及び責任において搬入すること。
- (2) 出展機械の搬入において、関係法令及び各種規制を遵守のうえ、適正に当社指定場所に搬入し、運送においては、安全に運転、運送すること。
- (3) 車検証、譲渡証明書、クレーン検査等の書類（以下「添付書類」という）の写しを添付した

当社が指定する出展申込書（以下「出展申込書」といいます。）及び添付書類の原本を各々当社が指定する日時までに当社に交付すること。

(4) 出展機械が海外使用機の場合、出展申込書に使用国を記載すること。

第4条（出展機械の点検）

① 当社は、当社の負担にて、当社又は公的機関にて出展機械の放射能検査を実施します。なお、当社が公的機関にて放射能検査を実施し、出展者が検査結果についての公的証明書を当社に請求する場合、当社に対して金3,000円を支払うものとします。

② 出展機械についての点検と写真撮影は、当社で実施します。

第5条（最低落札価格）

当社オークションにおける出展機械の最低落札価格については、出展者と当社が協議の上、決定します。

第6条（確認事項）

出展者は、次の各号の事項について確認します。

(1) 当社指定場所にて実施する出展機械の放射能検査で放射線量が0.3マイクロシーベルト以上であった場合、当該出展機械を当社オークションに出展しないこと。

(2) 出展機械の当社が指定する場所への搬入後は、出展者は、当社に対し、当該出展機械を当社オークションに出展しないことを請求できないこと。

(3) 当社が当社オークションへの出展に見合わないと判断した出展機械については、当該出展機械を当社オークションに出展しないことがあり、これについて出展者は異議を述べず、当社に対して一切の請求をしないこと。

(4) 第4条第1項、第7条第1項、第8条、第10条の他、当社との取引にかかわる当社からの請求については別途消費税が徴収されます。なお、消費税率については当該取引の請求日における税率によるものとします。

第7条（売買代金）

① 出展機械に係わる出展者と当社との間の売買契約の代金は、当社オークションにおける出展機械の落札金額から次の金額を控除した金額とします。

（控除する金額）

落札金額が134万円未満： 落札金額にかかわらず一律8万円とします。

落札金額が134万円以上500万円未満： 落札金額に対して6%の金額とします。

落札金額が500万円以上1000万円未満： 落札金額に対して5%の金額とします。

落札金額が1000万円以上： 落札金額に対して4%の金額とします。

② 当社は、原則として、出展者との出展機械についての売買契約成立後、2週間程度で売買代金

を支払うものとします。出展機の所有権は売買代金の支払と同時に当社に移るものとします。

第8条（費用負担）

次の費用は、出展者の負担とし、出展者は、当社からの請求に従い支払うものとします。

- (1) 当社の判断で再洗車した場合の洗車費用
- (2) 当社オークション開催前にバッテリー交換、燃料補充、油漏れ等、当社が修理を要すると判断し、当社がこれを実施した場合の費用
- (3) 当社オークション終了後、油漏れ、エア抜等が発生し、船積みまたは出荷ができない場合に当社が実施した修理等に要する費用

第9条

出展者が出展機械を当社指定場所に搬入してから、落札者に出展機械を引渡すまで、又は出展者が出展機械の返還を受けるまでの間に天災地変等、当社の責によらない事由により出展機械が毀損、滅失した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第10条

当社オークションにて、出展機械が落札されなかった場合、出展者は、出展機械1ロット当たり以下の流札手数料を支払うものとします。

尚、出展者が以降の当社オークションに出展機械を出展することを希望せずに第1条の売買の予約をキャンセルする場合、出展者は以下流札手数料ならびに出展者が負担すべき費用の支払を行うまで出展機械の引渡しを受けられないものとします。

- (1) パレードオークション、テnderオークション：5万円
- (2) インターネットオークション：3万円

第11条

①出展者は、出展機械を当社が指定する場所に搬入する日、当社オークションの入札日、及び当社との出展機械の売買契約成立日の全てにおいて、自ら及び自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称していいいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

②出展者は、自らまたは自らの役員若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

第12条（予約及び売買契約の解除）

出展者が以下の各号のいずれか一つにでも該当する場合、当社は、事前に催告及び通知することなく、直ちに売買の予約及び売買契約を解除することができます。この場合、出展者は、解除により当社が被る全損害を当社からの請求に従い、賠償するものとします。

(1) 他の出展者、当社オークションの参加者等の第三者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらの虞のある行為をした場合

(2) 本規約に反する行為をした場合、またはその虞のある行為をした場合

(3) 当社オークションの運営を妨げる行為をした場合

(4) 当社オークションの信用を毀損する行為をした場合

(5) その他、法令に違反するまたは違反するおそれのある行為をした場合

(6) 前条第1項に反する事実が判明したとき、または同条第2項の各号の一つにでも該当した場合

(7) その他、当社が不適切と判断する行為をした場合

第13条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第14条（管轄裁判所）

本規約に起因する一切の訴訟については東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（規約の発効）

本規約は2025年5月15日より有効とします。